

医療事故・紛争対応研究会主催
医療安全管理に関する人材養成講座のご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶びを申し上げます。

今日、わが国の医療機関では、医療安全管理の活動はこれまで以上に進められるようになっており、関連制度との関係でも、その重要性は、ますます高まっています。

例えば、先月 31 日には、厚生労働省より、「がん診療連携拠点病院等の整備について（健発 0731 第 1 号、平成 30 年 7 月 31 日）」が公表され、地域がん診療連携拠点病院等の指定要件として、以下の事項等が新規に追加されることになりました。

- ① 医療安全管理部門の設置し、当該部門長として常勤の医師を配置すること
- ② 医療安全管理者として、上記の医師に加えて、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置すること
- ③ 医療安全管理者は、医療安全研修を受講すること

医療事故・紛争対応研究会は、長年にわたり、別紙に示す、医療安全管理に関する人材養成講座を開催してきました。本年は、東京コースを、平成 30 年 9 月より、慶應義塾大学（東京都港区三田）を会場として開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、上記の指定要件の追加に伴い、東京コースについては、別紙で示す定員を若干増やすとともに、募集期間を 9 月 3 日までに変更いたします。

平成 30 年 8 月 1 日

医療事故・紛争対応研究会